

函館市大船遺跡縄文広場条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 11 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 39 号

函館市大船遺跡縄文広場条例

(設置)

第 1 条 歴史的文化遺産である大船遺跡の保存を図るとともに、縄文時代の生活と文化に市民等が親しむ場としてその活用を図り、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため、市に大船遺跡縄文広場を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市大船遺跡縄文広場

位置 函館市大船町 575 番地 1 ほか

(開場時間および休場日)

第 3 条 函館市大船遺跡縄文広場（以下「縄文広場」という。）の開場時間および休場日は、函館市教育委員会規則で定める。

(入場の制限)

第 4 条 函館市教育委員会（以下「委員会」という。）は、縄文広場に入場しようとする者または入場した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他縄文広場の管理上支障があると認められるとき。

(販売行為等の禁止)

第5条 委員会の許可を受けた者以外の者は、縄文広場の敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害賠償の義務)

第6条 縄文広場に入場した者は、施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 縄文広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 縄文広場の維持管理に関すること。

(2) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条および第5条の規定の適用については、第4条中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、および第5条中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。